

令和3年度 第3回 小型移動式クレーン運転技能講習実施案内

〒849-0921 佐賀市高木瀬西3丁目1番20号
(公社)佐賀県トラック協会内
陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部
TEL 0952-30-3456
FAX 0952-31-6441
<http://www.rikusaibou-saga.jp/>
(佐賀労働局登録番号 第3-4号 登録有効期間 2024.3.30)

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転の業務については、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者でなければ従事させてはならない、という就業制限が定められています。

つきましては、当支部において標記講習を下記のとおり実施しますので、ご案内申し上げます。

記

1 講習日時・場所【佐賀会場】

講習区分	月日	区分	時間	場所
学 科	2月21日(月)	3の(1)	12:50~17:10	佐賀市高木瀬西3丁目1番20号 (公社)佐賀県トラック協会
		3の(2)	8:30~13:50	
		3の(3)・全科目	8:30~17:10	
実 技	2月22日(火)	全員	8:30~17:10	同上
定員 30名		電話予約受付開始日 1月18日(火) から		
電話予約受付時間 午前9時~午後5時 【土・日・祭日除く】				

2 講習科目

講習区分	講習内容	講習時間
学 科	小型移動式クレーンに関する知識	6 時間
	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学	3 時間
	原動機及び電気に関する知識	3 時間
	関係法令	1 時間
実 技	小型移動式クレーンの運転	6 時間
	小型移動式クレーンの運転のための合図	1 時間

* 学科・実技それぞれの講習の最後に修了試験を行います。

* 原則として上記の日程で実施しますが、天候不良や受講者が少ない場合には中止する場合があります。

3 講習科目の受講の一部免除を受けることができる者

- (1) イ クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者
 - 床上操作式クレーン運転技能講習又は玉掛技能講習を修了した者
- (2) イ 建設機械施工技術検定のうち、1級技術検定合格者で実地試験のショベル系若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種若しくは第6種の種別に合格した者
 - 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者
- (3) イ 揚貨装置の運転、クレーンの運転、跨線テルハの運転、移動式クレーン運転、デリックの運転の特別教育を受講し、運転の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者
 - 1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛けの特別教育を受講し、玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者

4 受講者区分および受講料等

受講者区分	講習時間		受講料	テキスト代	合計
	学科	実技			
3の(1)のイ・ロ該当者	10	6	22,000円 (税込)	1,705円 (税込)	23,705円
3の(2)のイ・ロ該当者	10	7	22,000円 (税込)	1,705円 (税込)	23,705円
3の(3)のイ・ロ該当者	13	6	23,100円 (税込)	1,705円 (税込)	24,805円
全科目受講者	13	7	23,100円 (税込)	1,705円 (税込)	24,805円

5 受講申込方法

(1) 受付は電話予約後、申込書を提出

申込書は陸災防佐賀県支部のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.rikusaibou-saga.jp/>)

インターネット・FAXを使用しない方には、申込書を郵送いたします。

(2) 受講申込書の手続き

電話予約受付後、10日以内に直接申込書を持参するか、郵送してください。

この期間を経過した場合は、予約が取消されます。

申込手続きは、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までといたします。

(郵送の場合は、受講料の入金確認後、学科の1週間前までに折返し受講票と領収証を返送しますので、必ず返信用の封筒(長形3号84円切手貼付)を同封してください)

(3) 申込書に必要なもの

申込書に必要な事項を記入して、次の書類等を添付してください。

- 3か月以内に撮った写真2枚(3.5cm×2.5cm上半身無帽無背景) ※ 紙印刷不可
- 講習科目の一部免除を受ける場合、その証明書(修了証等)のコピーを添付してください。
- 申込(受講)者氏名欄に、受講者本人の氏名を記入のうえ必ず押印してください。

(4) 受講料の支払い

受講料は申込時に直接支払い、現金書留・銀行振込みで納付してください。

(振込先: 佐賀銀行高木瀬支店 普通口座 1010058)

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 佐賀県支部)

※ 受付後は、原則として受講料の払戻しや日程の変更はいたしません。

6 その他

- (1) 本講習の修了試験合格者には、後日「修了証」を交付します。
 - (2) 受講票は、修了証交付の際に必要なですので、大切に保管してください。
 - (3) 受講者から当協会へ提出いただいた個人情報、労働安全衛生法等の規定に基づき講習修了の履歴、修了証の発行等の為に利用するものです。目的以外に使用することはなく、厳重な管理に努めております。
- ※ 新型コロナウイルス感染防止対策を図った上で実施しますが、感染拡大状況によっては、講習を中止または延期することがあります。